

住宅セーフティネット制度 専用住宅と登録住宅の違い

		専用住宅	登録住宅										
入居対象者		住宅確保要配慮者のみ 〔要配慮者の範囲や入居要件は登録時に設定〕	住宅確保要配慮者を拒まない (一般の入居も可)										
入居者募集		・区が募集を実施(随時) ・一般への広告・媒介不可	・区は住宅確保要配慮者を募集 ・一般への広告・媒介可										
登録基準	床面積(壁芯)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着工日</th> <th>面積基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H8.3.31</td> <td>15㎡以上</td> </tr> <tr> <td>H8.4.1～H18.3.31</td> <td>17㎡以上</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1～H30.3.30</td> <td>20㎡以上</td> </tr> <tr> <td>H30.3.31～</td> <td>25㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	着工日	面積基準	～H8.3.31	15㎡以上	H8.4.1～H18.3.31	17㎡以上	H18.4.1～H30.3.30	20㎡以上	H30.3.31～	25㎡以上	
	着工日	面積基準											
	～H8.3.31	15㎡以上											
	H8.4.1～H18.3.31	17㎡以上											
H18.4.1～H30.3.30	20㎡以上												
H30.3.31～	25㎡以上												
構造	・消防法、建築基準法に違反しないものであること。 ・耐震性があること(旧耐震は耐震性を証明する書類が必要)。												
設備	・各住戸に台所、トイレ、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること。												
家賃	・近隣の家賃相場程度であること。												
補助要件	敷金の徴収	3か月分まで可	制限なし										
	礼金・謝金・更新料の徴収	請求不可	制限なし										
区の支援	家賃低廉化補助(国制度)	補助内容 減額した家賃(月額2万円)×20年間交付 ※子育て・ひとり親世帯のみ入居対象の住戸は月額4万円×10年間にすることも可能 補助対象 賃貸人(家主又は不動産店)											
	家賃債務保証料低廉化補助(国制度)	補助内容 入居時に減額した保証料(最大3万円)を交付 補助対象 保証会社、保険会社等											
	入居者死亡事故保険補助(都制度)	補助内容 年間最大6千円×20年間補助 補助対象 保険契約者	補助内容 年間最大6千円×20年間補助 ※入居者が住宅確保要配慮者の場合 補助対象 保険契約者										
	登録協力報奨金(都制度)	補助内容 専用住宅登録時5万円交付 ※都が直接交付 補助対象 家主及び不動産店両方											
	登録住宅成約謝礼金(区制度)		補助内容 成約時5万円交付 ※入居者が住宅確保要配慮者の場合 補助対象 家主										
	居住支援団体等のサポート	見守り・安否確認等の支援を提供	見守り・安否確認等の支援を提供 ※入居者が住宅確保要配慮者の場合										